

物 品 売 買 契 約 書

物 品 名	麻酔器 一式
規 格	仕様のとおり
数 量 / 単 位	一 式
契 約 金 額	『 円に消費税及び地方消費税を加えた額』
納 入 期 限	令和4年3月25日
納 入 場 所 等	納入場所：市立大津市民病院 方法：売払人により搬入
契 約 保 証 金	免 除
履行遅滞による 延 滞 金	売払人は、自らの責めに帰すべき理由により納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納するまでの日数に応じて、遅延数量に相当する契約金額につき年2.5%の割合をもって計算した額を持って延滞金として買受人に支払うものとする。日数計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。買受人は、延滞金のあるときは、これを契約金額及び契約保証金から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。
検査及び引渡し	買受人は、売払人から物品を納入した旨の通知を受けた日から10日以内に当該物品の検査を遅滞なく行うものとし、検査に合格した物品について、その引渡しを受けるものとする。
契約金額の支払	買受人は、検査に合格した物品の引渡しを受けた後、売払人の発行する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。
危 険 負 担	引渡し前に買受人及び売払人の責に帰することができない理由により生じた損害については、売払人の負担とする。ただし、売払人が善良な管理者としての相当の注意を怠らなかったと認められるときは、買受人においても相当の損害を負担するものとする。
かし担保責任	売払人は、引渡し後、当該物品に隠れたかしがあったときは、その補修、取替えまたは、損害賠償の責めを負うものとする。
そ の 他	
1 売払人は、この契約に関する権利義務を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。 2 上記事項を変更又は追補する必要があるときは、買受人、売払人協議の上行う。	

本物品の買入れについては、上記各事項のほか地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程に定められた条項を遵守し、及び別に記載する契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項に合意することを条件としてこの売買契約を結び、契約の証として本書2通(保証人のある場合は3通)を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年12月3日

大津市本宮二丁目 9 番 9 号
買受人 地方独立行政法人 市立大津市民病院
理事長 北脇 城

契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項

(契約の解除)

第1条 買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しないとき、又はこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき。
- (3) 売払人(売払人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(売払人が個人である場合にはその者を、売払人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 売払人が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、買受人が売払人に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、売払人がこれに従わなかったとき。

2 売払人は、前項第1号又は第2号の規定によりこの契約が解除された場合において、その原因が売払人の責めに帰すべき事由によるとき、又は同項第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として買受人の指定する期限までに買受人に支払わなければならない。

第2条 買受人は、この契約に関し、売払人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、売払人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき、又は同法第65条若しくは第67条第1項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき(同法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。

- (2) 売払人が、公正取引委員会が売払人に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えを取り下げたとき。

- (3) 売払人(売払人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(損害賠償責任)

第3条 売払人は、この契約に関し、第2条各号のいずれかに該当するときは、買受人が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を買受人の指定する期間内に買受人に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、買受人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、買受人がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。